

公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2| 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3| 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

4| 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

現 行

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、都市の区域による。

2| 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員一人当たりの人口」という。）の半数に達しないときは、条例で隣接する他の都市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない。

3| 第一項の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市との区域と合せて一選挙区を設けることができる。

4| 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができない。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されではないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。

5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選舉に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ。

8 [略]

9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものと含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たつては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

10 [略]

（選挙区の選挙期間中の特例）

第十五条の二 [略]

5 一の郡市の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙に属する区域に分かれている場合における第一項から第三項までの規定の適用（前項の規定の適用がある場合を含む。）については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ。

8 [略]

[新設]

9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものと含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たつては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

[略]

（選挙区の選挙期間中の特例）

第十五条の二 [略]

2・3 [略]

4 都道府県の議会の議員の選挙の期日の告示がなされた日からその選挙の期日までの間ににおいて市町村の区域の変更（都道府県の境界にわたるもの）を除く。）があつても、当該選挙区は、前条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該選挙については、変更しないものとする。

（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）

第一百七十二条 [削る]

昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

2・3 [略]

4 都道府県の議会の議員の選挙の期日の告示がなされた日からその選挙の期日までの間ににおいて郡市の区域の変更（都道府県の境界にわたるもの）を除く。）があつても、当該選挙区は、前条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該選挙については、変更しないものとする。

（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）

第一百七十二条 第十五条第一項から第五項まで及び第十五条の二第三項中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道においては支庁の所管区域とする。

2 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

改正案

（都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

第二十一条 市町村の合併に際して都道府県の議会の議員の選挙区に関する必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかるわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた選挙区の区域（指定都市である合併市町村にあっては、指定都市であつた合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区域が従前属していた選挙区の区域及びその区域の全部又は一部が該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた選挙区の区域。次項において同じ。）を合わせて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた選挙区の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。

3 【略】

現行

（都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

第二十一条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関する必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかるわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域（指定都市である合併市町村にあっては、指定都市であつた合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区域及びその区域の全部又は一部が該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた郡市の区域。次項において同じ。）を合わせて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。